

周南市障害福祉計画（第5期） 周南市障害児福祉計画（第1期） 平成30年度～平成32年度

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、国が示した「基本的な指針」（障害者総合支援法第87条第1項、児童福祉法第33条の19第1項に定めるもの。）にそって作成しました。

周南市の障害福祉サービス、障害児通所支援等、相談支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保についての目標、必要な量の見込みについて定めています。

平成30年3月

目 次

第1章 策定に当たって	5
1 策定の趣旨	
2 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	
(1) 改正の経緯	
(2) 改正の概要	
3 計画について	6
(1) 計画の位置付けと性格	
(2) 計画の期間	7
(3) 達成状況の点検と評価	
(4) 周南市地域自立支援協議会の機能と役割	
(5) 関係部局及び関係機関等との連携	8
第2章 周南市の障害者・障害児の現状	9
1 障害者手帳所持者数の推移	
2 身体障害者の状況	10
(1) 障害種別手帳所持者数の推移	
(2) 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移	11
(3) 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移	12
3 知的障害者（療育手帳所持者）の状況	13
(1) 障害程度別療育手帳所持者数の推移	
(2) 年齢別療育手帳所持者数の推移	14
4 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者）数の状況	15
(1) 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	
(2) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	16
(3) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移	17
5 障害福祉サービスの支給決定者数	18
6 障害児通所支援等の支給決定者数	19
7 障害支援（程度）区分別認定者数	20
(1) 障害支援（程度）区分別認定者数の推移	
(2) 障害別障害支援区分の状況	21

第3章	第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の基本的な考え方	22
1	第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の基本的な考え方	
	(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	
	(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	
	(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	
	(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	
	(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援	
2	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	23
	(1) 圏域単位の訪問系サービス・日中活動系サービスの提供体制の確保	
	(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	
	(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	
3	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	
	(1) 相談支援事業の構築	
	(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保	
	(3) 周南市地域自立支援協議会の活用	24
4	障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	
	(1) 地域支援体制の構築	
	(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	
	(3) 地域社会への参加・包容の推進	
	(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	
	(5) 障害児相談支援の提供体制の確保	
第4章	平成32年度の成果目標と達成のための取組	25
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	26
	(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	
	(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数	
3	地域生活支援拠点等の整備	
4	福祉施設の利用者の一般就労への移行	
5	障害児支援の提供体制の整備等	28
	(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	
	(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
	(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	
	(4) 子ども・子育て支援等の利用ニーズの提供体制の整備	29

第5章 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策	30
1 訪問系サービス	31
(1) 第4期の実績	
(2) 第5期の見込量	32
(3) 今後の方策	
2 日中活動系サービス	
(1) 第4期の実績	
(2) 第5期の見込量	33
(3) 今後の方策	34
3 居住系サービス	
(1) 第4期の実績	
(2) 第5期の見込量	35
(3) 今後の方策	
4 指定相談支援サービス	36
(1) 第4期の実績	
(2) 第5期の見込量	
(3) 今後の方策	
第6章 障害児通所支援等の見込量と今後の方策	37
1 障害児通所支援等	38
(1) 第4期の実績	
(2) 第5期の見込量	
(3) 今後の方策	39
2 障害児相談支援	
(1) 第4期の実績	
(2) 第5期の見込量	
(3) 今後の方策	
第7章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組み	40
1 理解促進・研修啓発事業	
(1) 第4期の実績	
(2) 第5期の見込量	
2 自発的活動支援事業	
(1) 第4期の実績	
(2) 第5期の見込量	41

3	相談支援事業	41
(1)	第4期の実績	
(2)	第5期の見込量	42
4	成年後見制度利用支援事業	
(1)	第4期の実績	
(2)	第5期の見込量	
5	成年後見制度法人後見支援事業	
(1)	第4期の実績	
(2)	第5期の見込量	43
6	意思疎通支援事業	
(1)	第4期の実績	
(2)	第5期の見込量	
7	日常生活用具給付等事業	44
(1)	第4期の実績	
(2)	第5期の見込量	
8	手話奉仕員養成研修事業	45
(1)	第4期の実績	
(2)	第5期の見込量	
9	移動支援事業	
(1)	第4期の実績	
(2)	第5期の見込量	
10	地域活動支援センター	46
(1)	第4期の実績	
(2)	第5期の見込量	
11	その他の地域生活支援事業	47
◇	資料 語句の説明	48

第1章 策定に当たって

1 策定の趣旨

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害者の権利を守る社会の仕組みづくりや、生活の質の向上のために必要な支援が身近な地域で提供されることが保障されなければなりません。

周南市では、本計画の上位計画である周南市障害者計画において、『障害のある人もない人も、等しくお互いの人格と個性を認め合いながら、共に住みたい地域で生活できるまちづくり』を基本理念として掲げ、この実現に向けての具体的な実行計画である、第4期周南市障害福祉計画を策定し、障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、必要なサービスの提供体制の確保のための取組を実施してきました。

その間にも、障害者を取り巻く環境や障害者福祉に係るニーズは一層多様化しており、国においても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と言います。）及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年4月から施行されるなど、障害者・障害児の施策の動向も変化しています。

これらのことを踏まえ、より充実したサービスや支援が提供できる体制の実現に向けて、「第5期周南市障害福祉計画」及び「第1期周南市障害児福祉計画」を策定します。

2 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

(1) 改正の経緯

平成25年4月に施行された障害者総合支援法は、施行後3年をめぐりとして、障害福祉サービス*の在り方等について検討するとされていたことにより、国の社会保障審議会における検討結果に基づき、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、平成30年4月から施行されることとなりました。

(2) 改正の概要

同法の改正では、次のようなことが定められました。

① 障害者の望む地域生活の支援

施設入所利用者等の地域生活への移行支援や一般就労に移行した障害者の定着を支援するサービスが新設されました。

○以下、*を付した語句には巻末にその説明を掲げています。

② 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応

障害児のサービスに係る提供体制の計画的な推進を図るため、「障害児福祉計画」を策定することとされました。

また、医療的ケアを要する障害児の適切な支援についての、保健、医療、福祉等の連携促進に努めることとされました。

③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

補装具費について、障害児が利用する場合に貸与の活用が可能となりました。

また、利用者がニーズに応じたサービスを選択できるよう、都道府県においてサービス事業所の事業内容等を公表する制度が設けられることとされました。

3 計画について

(1) 計画の位置付けと性格

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項に定める、「基本的な指針」（以下「指針」と言います。）に即して作成するもので、障害福祉サービス*、障害児通所支援等*、相談支援、障害児相談支援*及び地域生活支援事業*の提供体制の確保に係る目標、必要な量の見込みについて定めることとされています。

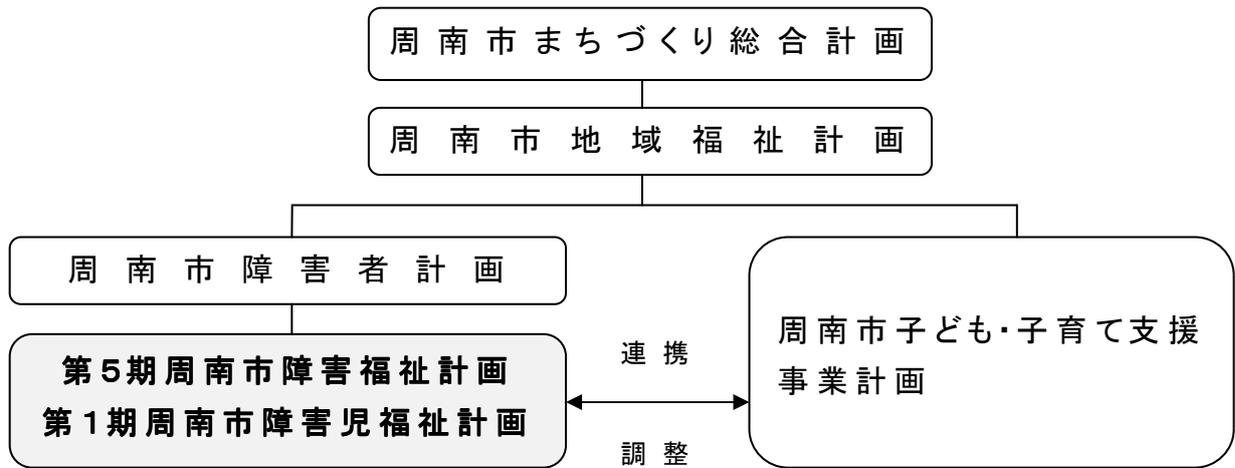
また、「市町村障害児福祉計画」は「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができることとされていることから、両計画を一体的に策定します。

周南市では平成19年5月から周南市地域自立支援協議会*が設置、運営されていますので、本計画は、周南市地域自立支援協議会*での協議を踏まえて作成します。

なお、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）」は、平成27年度に策定されています。障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）」は、平成26年度に策定されています。また、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）」は、平成26年度に策定されています。

本計画はこれらの計画との整合を図りながら、策定します。

《 他計画との関係図 》



(2) 計画の期間

本計画の期間は、指針に即し、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

(3) 達成状況の点検と評価

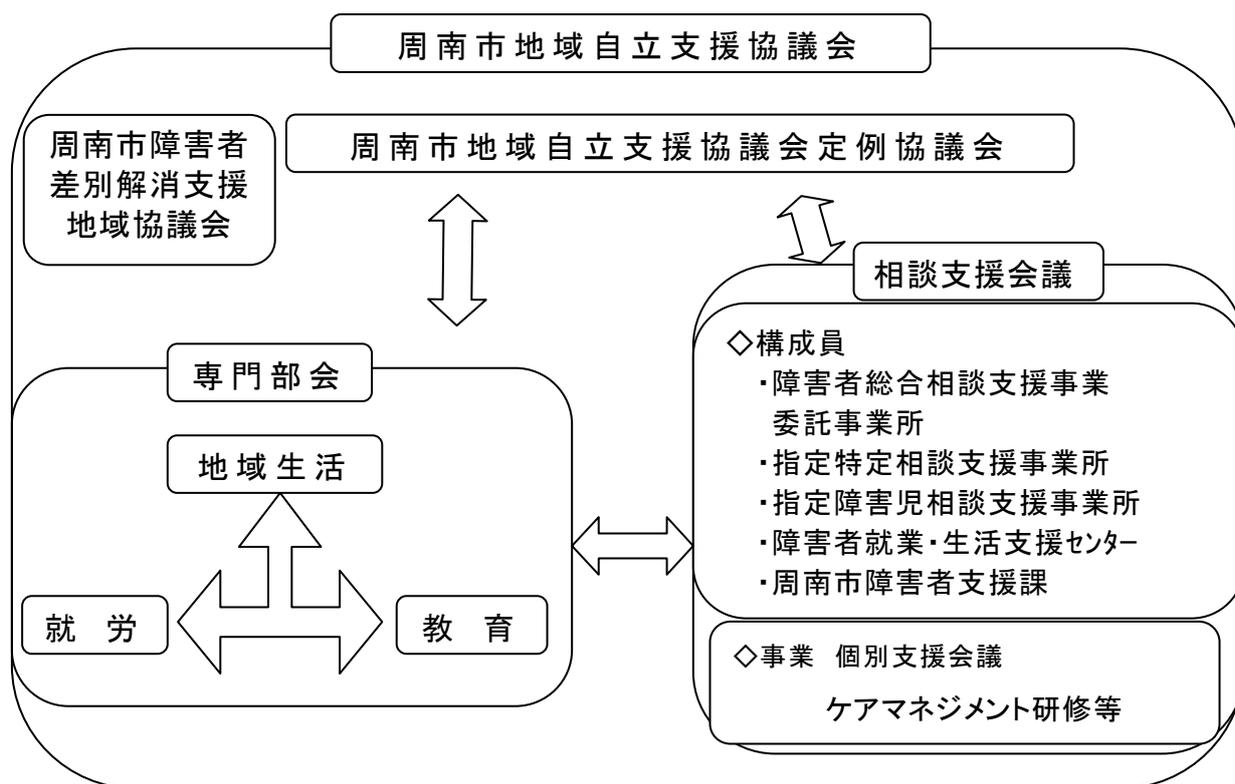
本計画に定める障害福祉サービス*等の見込量、地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況を、毎年度、周南市地域自立支援協議会*において、点検、評価していきます。

(4) 周南市地域自立支援協議会*の機能と役割

周南市では、平成19年5月に、障害者関係団体、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、教育、医療、経済、雇用に関連する分野の関係者、公募委員で構成する周南市地域自立支援協議会*を設置しました。この協議会は、定期的な協議を通じて、周南市の障害福祉のシステムづくり、計画の策定及び進行管理について周南市に提言する機能と役割を持っています。

この協議会の運営を通して、地域の課題についての情報を協議・検討し、周南市の実情に即した地域支援ネットワークの構築を図ります。

《 周南市地域自立支援協議会の組織図 》



(5) 関係部局及び関係機関等との連携

本計画で推進する、障害福祉サービス*、障害児通所支援等*、相談支援、障害児相談支援*及び地域生活支援事業*の提供体制の確保等については、その実現に向けて、保健、医療、子ども・子育て、教育、労働、地域の生活支援など様々な分野が関係することから、庁内の関係部局や関係機関、関係団体等と連携し、効果的な計画の実施を図ります。

第2章 周南市の障害者・障害児の現状

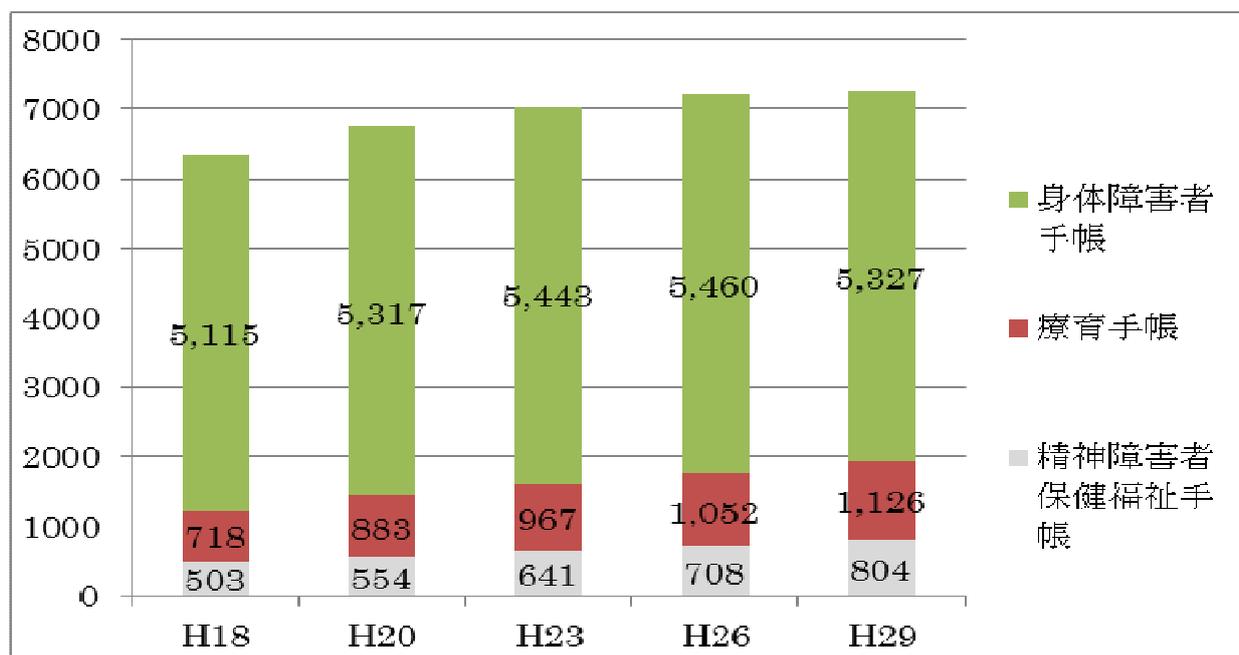
1 障害者手帳所持者数の推移

各年度の4月1日現在の数値です。

単位：人、%

年度	総人口 (人)	障害者 手帳所 持者 (人)	対人口 (%)	内 訳					
				身体障害 者手帳 (人)	対人口 (%)	療育手帳 (人)	対人口 (%)	精神障害 者保健福 祉手帳 (人)	対人口 (%)
H18	155,902	6,336	4.06	5,115	3.28	718	0.46	503	0.32
H20	153,986	6,754	4.39	5,317	3.45	883	0.57	554	0.36
H23	152,393	7,051	4.63	5,443	3.57	967	0.63	641	0.42
H26	148,908	7,220	4.85	5,460	3.67	1,052	0.71	708	0.48
H27	147,863	7,239	4.90	5,418	3.66	1,074	0.73	747	0.51
H28	147,010	7,194	4.89	5,370	3.65	1,096	0.75	728	0.50
H29	145,839	7,257	4.98	5,327	3.65	1,126	0.77	804	0.55

※H27～H29：第4期障害福祉計画期間。以下同じ。



障害者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で7,257人、総人口に対して約5%の障害者手帳所持率となっています。

平成26年度と比較すると、37人増(+0.5%)となっています。

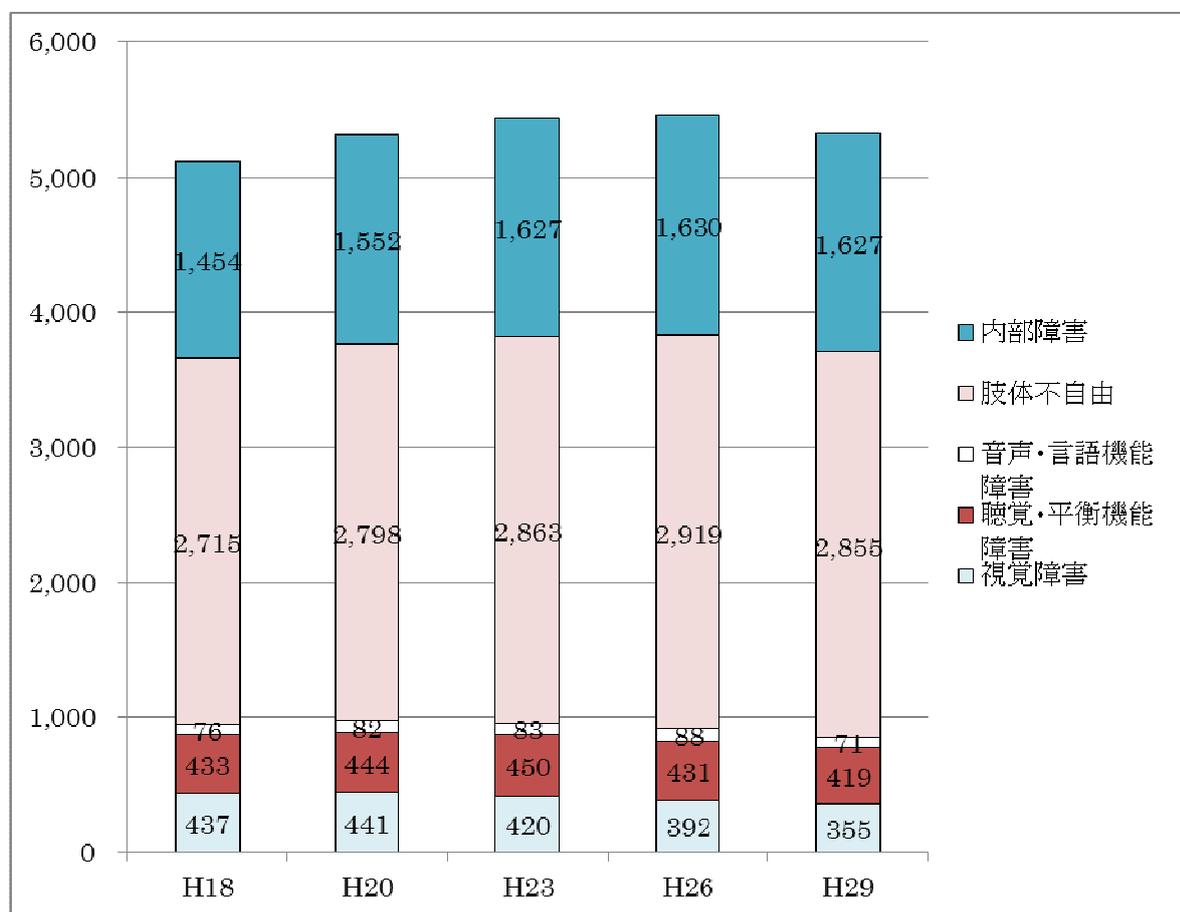
内訳は、身体障害者手帳所持者が133人の減(-2.4%)、療育手帳所持者(知的障害者)が74人増(+7.0%)、精神障害者保健福祉手帳所持者が96人増(+13.6%)となっています。

2 身体障害者の状況

(1) 障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

年度	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
H18	437	433	76	2,715	1,454	5,115
H20	441	444	82	2,798	1,552	5,317
H23	420	450	83	2,863	1,627	5,443
H26	392	431	88	2,919	1,630	5,460
H27	382	417	83	2,920	1,616	5,418
H28	370	422	75	2,888	1,615	5,370
H29	355	419	71	2,855	1,627	5,327



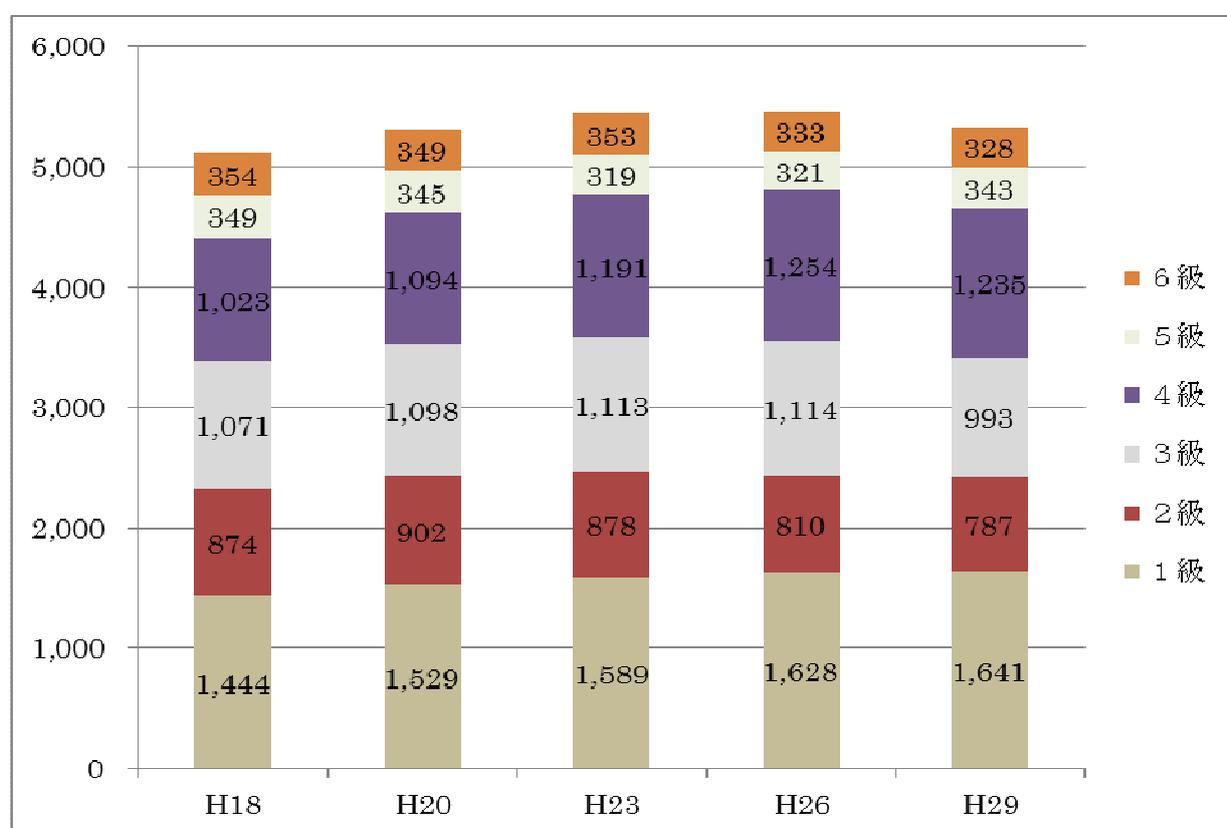
種類別身体障害者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で「肢体不自由」が2,855人で最も多く全体の53.6%を占めています。次に、「内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害）」が1,627人で、全体の30.5%を占めます。

このほか、「聴覚・平衡機能障害」が419人、「視覚障害」が355人、「音声・言語機能障害」が71人です。

(2) 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
H18	1,444	874	1,071	1,023	349	354	5,115
H20	1,529	902	1,098	1,094	345	349	5,317
H23	1,589	878	1,113	1,191	319	353	5,443
H26	1,628	810	1,114	1,254	321	333	5,460
H27	1,630	805	1,069	1,243	340	331	5,418
H28	1,634	799	1,017	1,243	344	333	5,370
H29	1,641	787	993	1,235	343	328	5,327



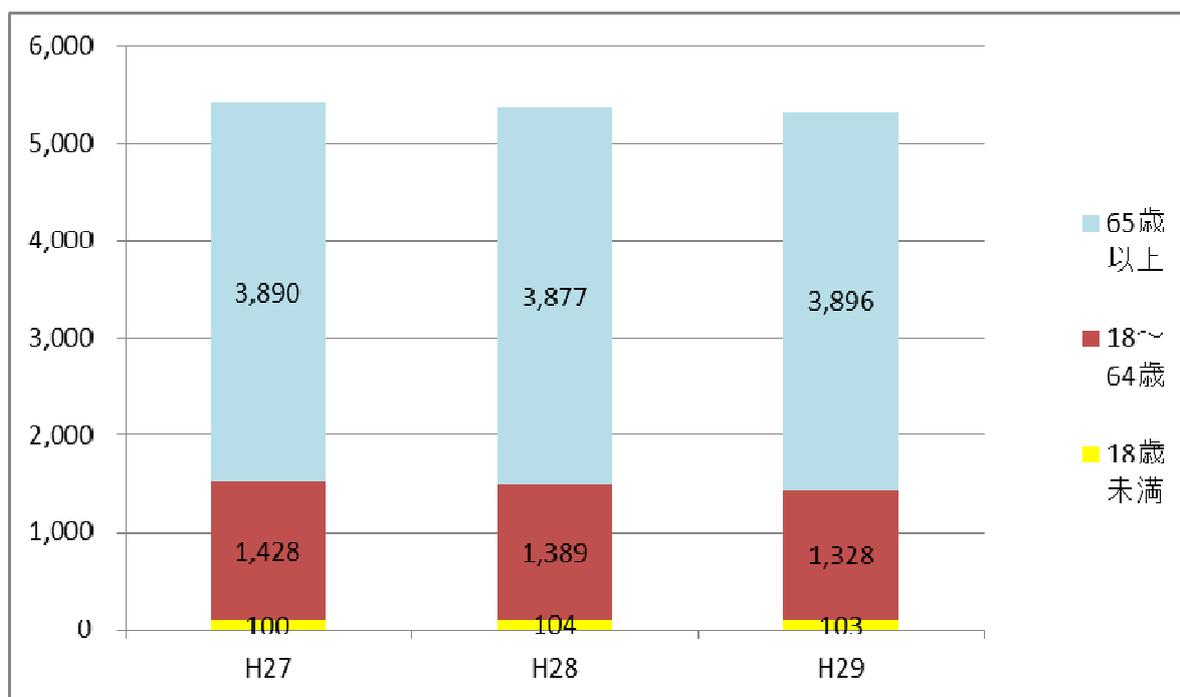
障害等級別身体障害者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で「1級」が最も多く1,641人、「2級」の787人を加えると合計2,428人で、1級と2級で全体の45.6%を占めています。

平成26年度と比較すると、「1級」が13人増、「5級」が22人増となりましたが、他の等級は減少しています。

(3) 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

年 度	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	合計
H27	100	1,428	3,890	5,418
H28	104	1,389	3,877	5,370
H29	103	1,328	3,896	5,327



「65歳以上」の身体障害者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で3,896人となっています。

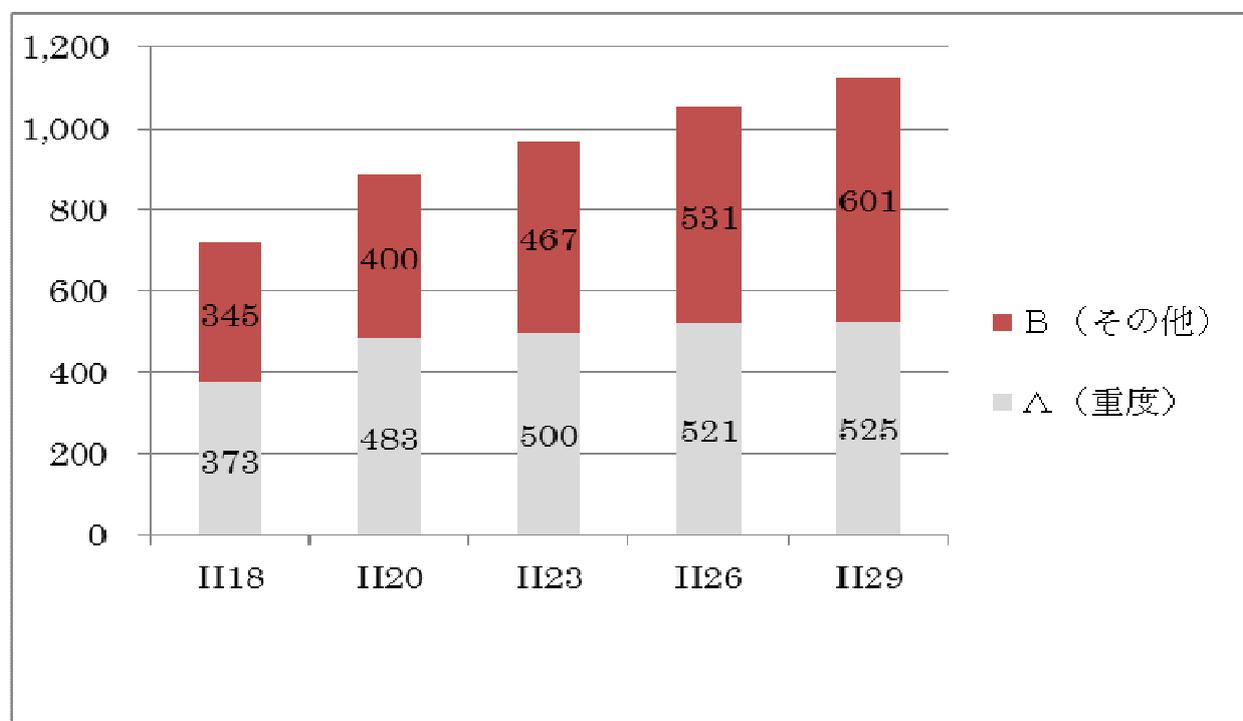
「18歳未満」と「18歳～64歳」の合計は、1,431人で、全体の26.9%です。

3 知的障害者（療育手帳所持者）の状況

(1) 障害程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人、%

年 度	A (a)	B	合計 (b)	Aの比率 (a/b)
H18	373	345	718	52.0
H20	483	400	883	54.7
H23	500	467	967	51.7
H26	521	531	1,052	49.5
H27	519	555	1,074	48.3
H28	519	577	1,096	47.4
H29	525	601	1,126	46.6



障害程度別療育手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で「A」が525人で、全体の46.6%を占めています。

平成26年度と比較すると、「A」が4人増(+0.8%)、「B」が70人増(+13.2%)となっています。

(2) 年齢別療育手帳所持者数の推移

単位：人

年 度	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
H27	248	744	82	1,074
H28	256	755	85	1,096
H29	274	763	89	1,126



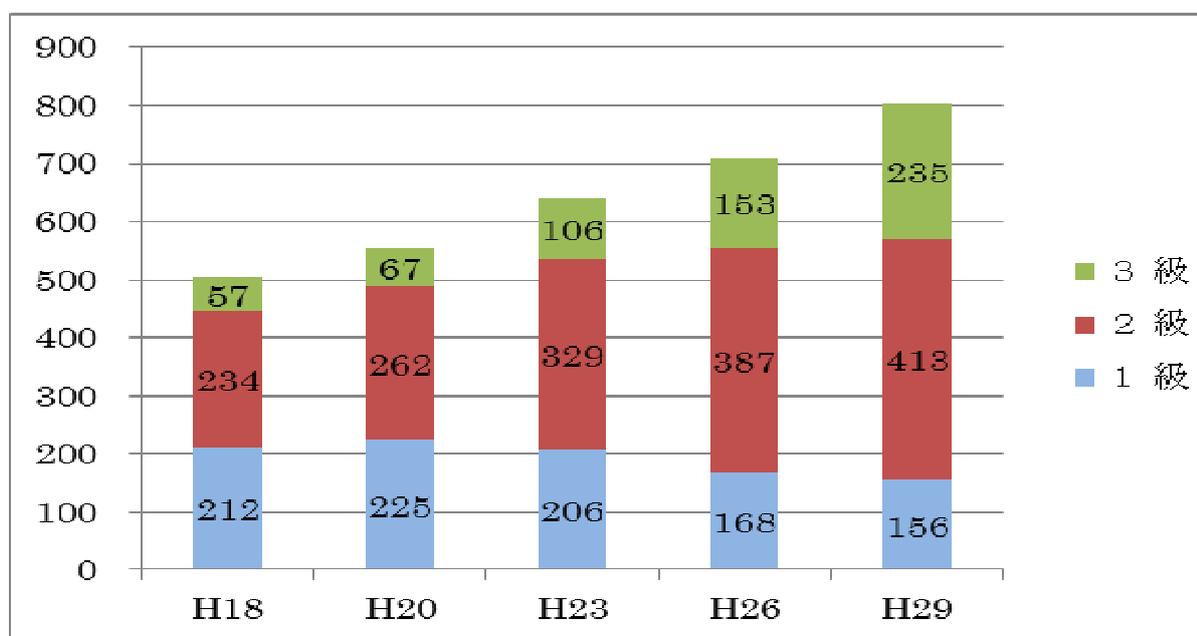
年齢別療育手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で「18歳～64歳」が763人で、全体の67.8%を占めています。「18歳未満」と「18歳～64歳」の合計は1,037人で、全体の92.1%を占めています。

4 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者数）の状況

(1) 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

年 度	1 級	2 級	3 級	合計
H18	212	234	57	503
H20	225	262	67	554
H23	206	329	106	641
H26	168	387	153	708
H27	168	396	183	747
H28	162	378	188	728
H29	156	413	235	804



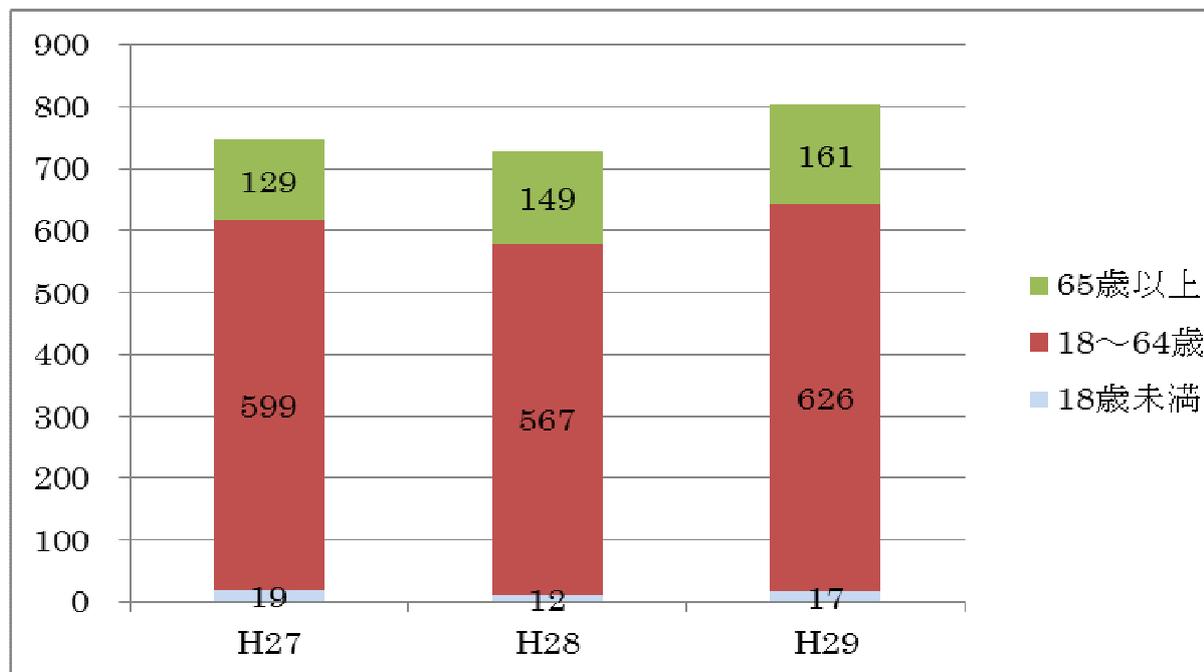
障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年4月1日で「1級」が156人（19.4%）、「2級」が413人（51.4%）、「3級」が235人（29.2%）となっています。

平成26年度と比較すると、「2級」が26人増（+6.7%）、「3級」が82人増（+53.6%）となっています。「1級」は26人減（-7.1%）となっており、減少傾向です。

(2) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

年 度	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
H27	19	599	129	747
H28	12	567	149	728
H29	17	626	161	804

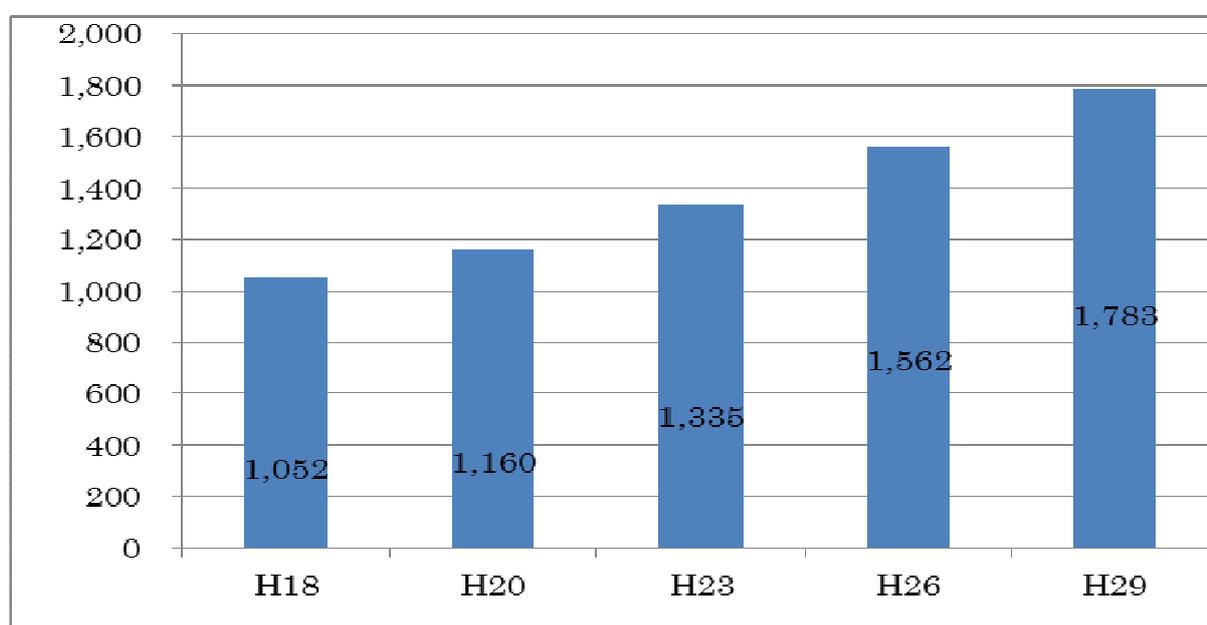


年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で「18歳～64歳」が626人で、全体の77.9%を占めています。「18歳未満」と「18歳～64歳」の合計は643人で、全体の80.0%を占めています。

(3) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人、%

年 度	総人口（a）	受給者数（b）	対人口比（b/a）
H18	155,902	1,052	0.67
H20	153,986	1,160	0.75
H23	152,393	1,335	0.88
H26	148,908	1,562	1.05
H27	147,863	1,695	1.15
H28	147,010	1,757	1.20
H29	145,839	1,783	1.22



自立支援医療（精神通院）は、精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患又はてんかんを有する人で、通院による精神医療を継続的に必要とする人に対し医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

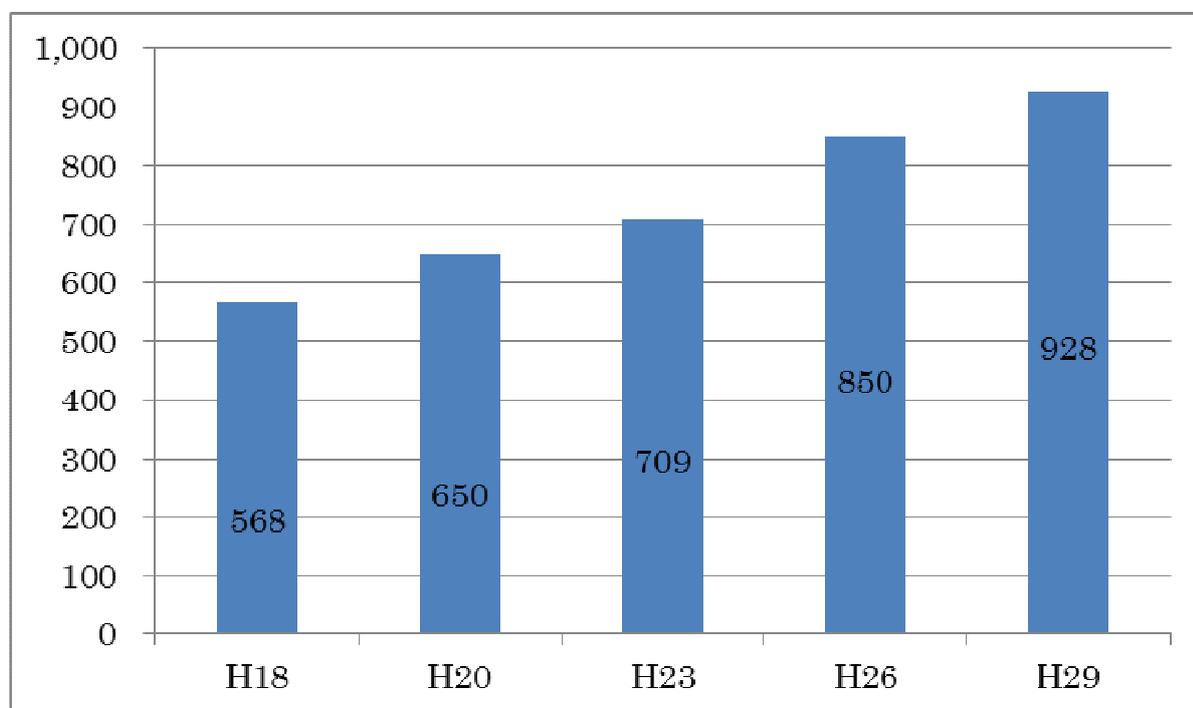
受給者数は、平成29年4月1日現在で1,783人です。平成26年度と比較すると、221人増（+14.1%）となっています。平成18年度との比較では、受給者数は1.7倍と大きく増加しています。

5 障害福祉サービス*の支給決定者数

障害福祉サービス*を利用するため、その支給決定を受けた人の数です。

単位：人

年 度	実支給決定者数
H18	568
H20	650
H23	709
H26	850
H27	857
H28	894
H29	928



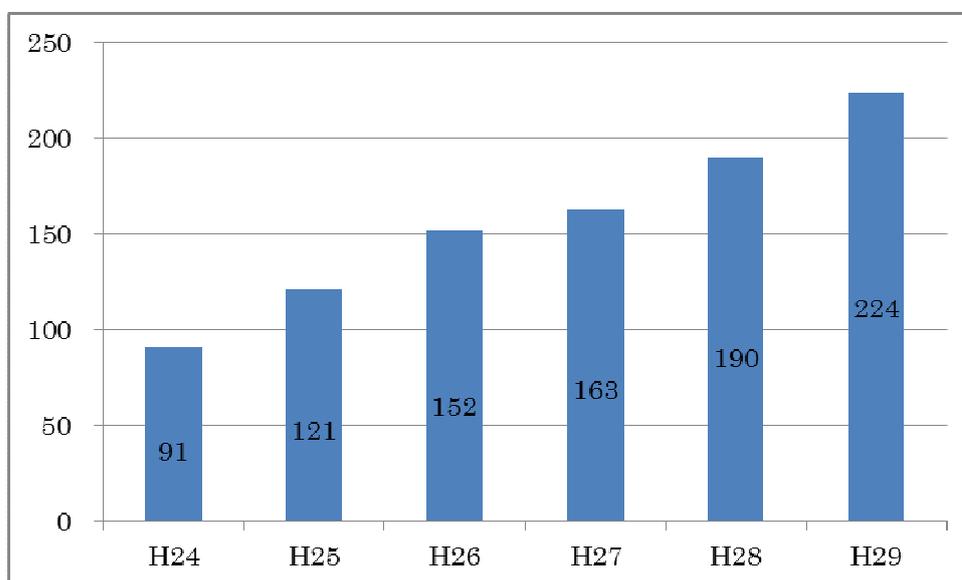
障害福祉サービス*の支給決定者数は、平成29年4月1日現在で928人です。平成26年度と比較すると、78人増（+9.2%）となっています。

6 障害児通所支援等*の支給決定者数

障害児通所支援等*を利用するため、その支給決定を受けた人の数です。

単位：人

年 度	実支給決定者数
H24	91
H25	121
H26	152
H27	163
H28	190
H29	224



障害児通所支援等*の支給決定者数は、平成29年4月1日現在で224人です。平成26年度と比較すると、72人増（+47.4%）となっています。

7 障害支援（程度）区分別認定者数

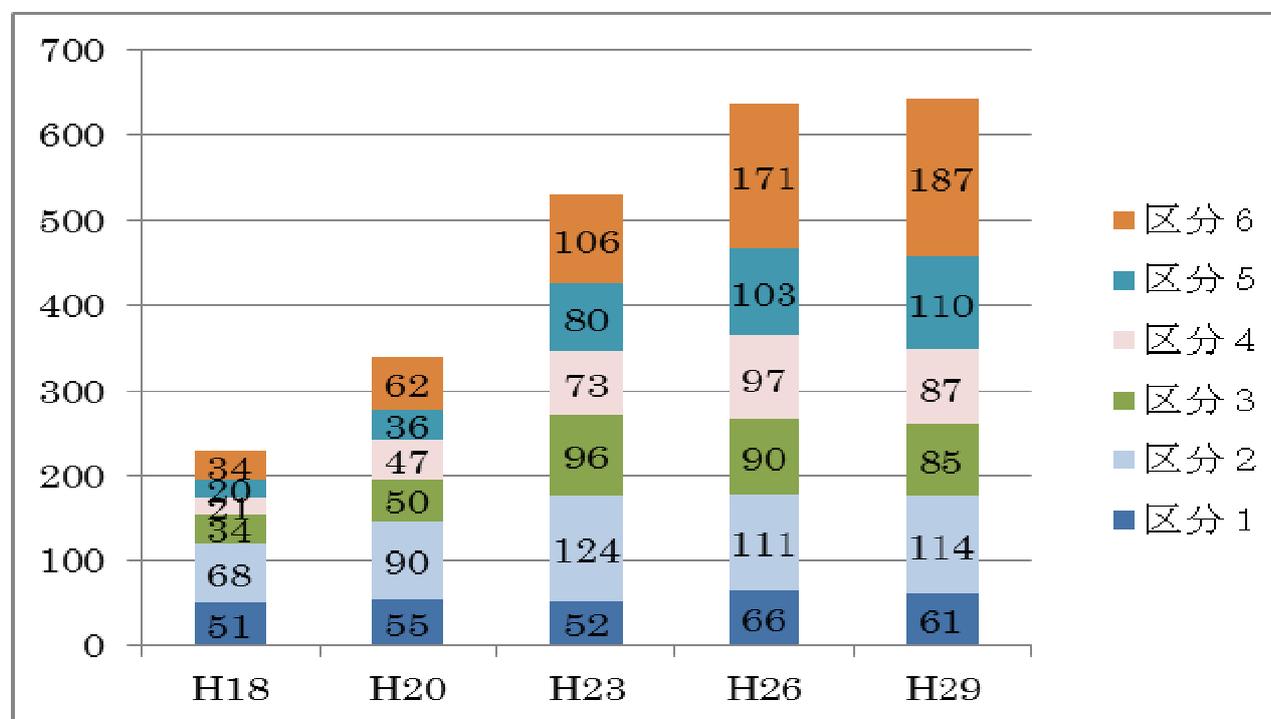
障害福祉サービス*のうち、介護給付の支給決定を受けるためには、支援の必要度を表す「障害支援区分」（平成25年度までは「障害程度区分」）の認定を受けることが必要です。

「障害支援区分」は、さまざまな状態の障害者等が支援の必要度に応じて、公平にサービスを受けるための客観的な基準となるものです。区分1～区分6までの6段階があり、数字が大きいほどより支援の必要性が高いということになります。

(1) 障害支援（程度）区分別認定者数の推移

単位：人

年 度	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
H18	51	68	34	21	20	34	228
H20	55	90	50	47	36	62	340
H23	52	124	96	73	80	106	531
H26	66	111	90	97	103	171	638
H27	68	108	80	107	105	177	645
H28	65	109	81	95	109	185	644
H29	61	114	85	87	110	187	644



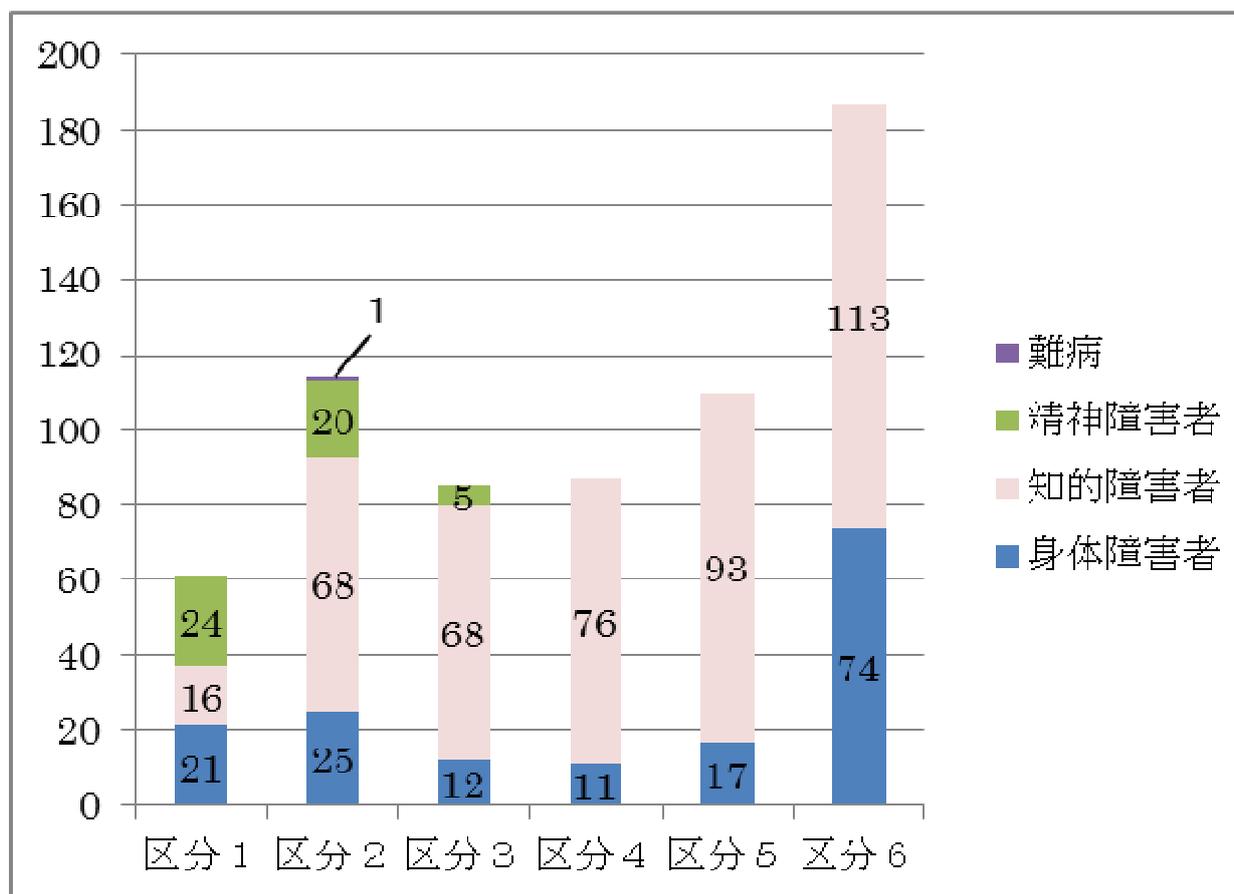
障害支援（程度）区分の認定者数は平成29年4月1日現在で644人です。平成26年度と比較すると、6人増（+1.0%）となっています。

「区分6」が最も多く187人、次に多いのが「区分2」で114人です。

(2) 障害別障害支援区分の状況

単位：人

障害別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計	割合(%)
身体障害者	21	25	12	11	17	74	160	24.8%
知的障害者	16	68	68	76	93	113	434	67.4%
精神障害者	24	20	5	0	0	0	49	7.6%
難病	0	1	0	0	0	0	1	0.2%
合計	61	114	85	87	110	187	644	100.0%
割合(%)	9.5%	17.7%	13.2%	13.5%	17.1%	29.0%	100.0%	



障害別では、平成29年4月1日現在で「知的障害者」が最も多く434人で、全体の67.4%を占めています。身体障害者は160人で、24.8%、精神障害者は49人で7.6%です。

第3章 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の基本的な考え方

指針に基づき、次に掲げることをこの計画の基本的な考え方とします。

1 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の基本的な考え方

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現し、障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者が適切に情報を得て、自分の想いを表現できるよう支援されることが必要です。情報の提供と障害特性に応じた意思疎通支援の促進に努めます。

(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービス*の実施等

山口県と連携しながら、周南圏域（周南市、下松市、光市）を単位として、障害種別によらず個々の障害者に必要な支援が提供されるよう取り組みます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

関係機関が連携して切れ目のない支援が行えるよう、ネットワークの体制整備に努めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域での仕組み作りや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保に努めます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児通所支援等*の体制を整備し、障害児のライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めます。

2 障害福祉サービス*の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 圏域単位の訪問系サービス・日中活動系サービスの提供体制の確保

山口県と連携しながら、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援*、就労定着支援*、療養介護、短期入所）の計画期間内の周南市における障害福祉サービス*の必要量を見込み、見込量や求められるサービスなどを事業所等へ周知し体制整備を働きかけます。

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点*等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域生活支援拠点*の整備について検討します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進や、地域の企業、関係機関との協力、連携を図りながら、障害者の福祉施設から一般就労への移行を推進するとともに、一般就労後の定着について、企業への理解と協力を求めるとともに、障害福祉サービス事業所、関係機関などと連携し支援の充実を図ります。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援事業の構築

サービスの適切な利用の支援や各種のニーズについて、きめ細やかに対応するため「障害者総合相談支援事業」を行い、よりいっそう支援の充実を図ります。

地域における相談支援の中核的役割を担う「基幹相談支援センター*」と連携し、市及び事業所間のネットワークの強化に努めます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

地域で暮らしたいと希望される施設入所者等の退所等支援が円滑に行われるよう、適切な支援が提供されるとともに、地域で安心して生活を送るために必要なサービス等の提供について、関係機関と連携して支援体制の確保に努めます。

(3) 周南市地域自立支援協議会*の活用

地域自立支援協議会*には、障害者支援における地域の課題に係る現状や解決方法などを話し合うため、専門部会や相談支援会議を設置しています。これらと共同して、個別の相談事例から社会資源の活用や開発につながる相談支援体制の充実に努めます。

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等*における障害児及びその家族に対する支援が、障害児の障害種別や年齢等によるニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の構築を進めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児の早期からの療育を進め、就学や卒業時において支援が円滑に引き継がれるよう、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携を図ります。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、児童クラブ、幼稚園、小学校及び総合支援学校などの育ちの場での支援に協力できる体制を構築することで、障害児の地域社会への参加及び包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児*、医療的ケア児*などの特別な支援が必要な障害児が、障害児通所支援等*の必要なサービスを受けることができるように、関係機関の協議の場を設置し、支援体制の充実に努めます。

強度行動障害、高次脳機能障害、虐待を受けた障害児については、専門的な支援が必要であることから、山口県や関係事業所などと連携した支援に取り組めます。

(5) 障害児相談支援*の提供体制の確保

乳幼児期からの継続的な関わりにより障害児の発達を支援し、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携の中心となる、障害児相談支援*について、提供体制の確保を図るとともに、質の確保と向上に努めます。

第4章 平成32年度の成果目標と達成のための取組

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成29年度末までに施設入所から地域生活へ移行する障害者数について国の考え方は、継続入所者（*）を除外した平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行するとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減するというものです。山口県では、この考え方を基本に、実現可能な目標設定をするよう求めています。

これを踏まえ、本市の目標値を示すと次のとおりとなります。

項目	数 値		備 考
基準時点の施設入所者数(A)	229	人	※平成28年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数(B)	224	人	※平成32年度末の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	5	人	※平成32年度末までの削減数
	2.2	%	
【目標値】 地域生活移行者数	14	人	※平成32年度末までの地域移行者数
	6.1	%	

(*) 継続入所者とは、整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた18歳以上の者であって、整備法による改正後の指定障害者支援施設*等の指定を受けた当該指定施設等に引き続き入所しているものを言います。周南市では22人です。

地域移行のための「住まい」の確保について、グループホームなどの整備を関係事業所に働きかけるとともに、賃貸住宅などへの入居がスムーズに行われるよう、障害への理解について普及・啓発を推進します。地域移行後の定着のための支援についても、定着を支援する事業所だけでなく、市、入所施設、医療機関、地域の自治会などとの連携を図り、地域生活を支える体制づくりに取り組めます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、今計画期間内に、保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置を進め、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していきます。

(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数

平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数について、国の示す計算式に基づき山口県が試算しています。本市における目標値は、次のとおりです。

項目	数値	項目	数値
平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数(総数)	333人	地域移行に伴う基盤整備量	67人
平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳未満)	103人	地域移行に伴う基盤整備量	26人
平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上)	230人	地域移行に伴う基盤整備量	41人

3 地域生活支援拠点*等の整備

施設入所や精神病床から地域生活への移行を進めるため、グループホームなどの住まいや日中活動の場が確保されるよう、サービス提供体制の確保を進めるとともに、障害者の地域生活を支援する機能を持つ拠点等の整備について協議の場を設置し、地域の社会資源の活用等について検討します。

4 福祉施設の利用者の一般就労への移行

よりよい地域生活のための財源を獲得するために、能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるよう就労支援を充実します。国及び山口県の設定する成果目標に準じて、本市においても次の成果目標を設定します。

項目	数値		備考
(1) 基準年度の 一般就労移行者数	9	人	※平成28年度に就労移行支援事業等を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	14	人	※平成32年度に就労移行支援事業等を利用し、一般就労する者の数
	1.5	倍	
(2) 基準年度の就労移行 支援利用者数	22	人	※平成28年度末の就労移行支援利用者数
【目標値】 目標年度の就労移行 支援利用者数	36	人	※平成32年度末の就労移行支援利用者数
(3) 就労移行支援事業所 の就労移行率	平成32年度中の本市における、就労移行支援事業所の就労移行率3割以上の事業所を、全体の5割以上とする。		
(4) 就労定着支援利用者 の1年後の職場定着 率	各計画年度における、支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とする。		

公共職業安定所、企業、障害者就業・生活支援センター*、障害福祉サービス事業所及びその他関係機関と連携・協力しながら目標達成に努めます。

本市では、障害者就労施設からの物品やサービスの購入を進めるため、障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、市の調達方針と調達目標を掲げています。周南市障害者施設共同受注センター協議会と連携して、市業務の福祉施設等への受注機会の拡大、優先発注に取り組めます。

<障害者就労施設等からの物品・役務等の調達>

項目	目標	実績等
周南市の業務における調達額	「物品」「役務」毎に前年度の実績を上回る調達額を目標とする	平成28年度実績 2,162万円 ※周南市障害者計画目標値である、平成31年度 2,000万円を達成しています。

5 障害児支援の提供体制の整備等

指針に基づき、障害児及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を、保健、医療、保育、教育などの関係機関と連携し整備に努めます。

これらのことについての成果目標は、次のとおりです。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

指針では、障害児の重度化や課題の多様化に対応するため、専門的機能を持つ児童発達支援センターを平成32年度末までに設置することが目標とされました。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが目標とされました。

周南市では、平成24年度に児童発達支援センターが開設され、同センターにおいて、保育所等訪問支援を実施しています。今後も、関係機関と連携し支援内容の充実を図るとともに、利用ニーズに対応した提供体制の確保に取り組めます。

(2) 主に重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

指針では、重症心身障害児*等が障害の程度によらず、身近な地域で児童発達支援及び放課後等デイサービスの支援を受けることができる事業所を設置することが目標とされました。

周南市では、重症心身障害児*を主たる対象とする放課後等デイサービス事業所は、平成27年度に開設されていますが、児童発達支援事業所は開設されていません。

今計画期間内に児童発達支援事業所の確保に向けて、関係事業者などに働きかけを行います。

(3) 医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児*が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関との協議の場を設置します。

また、関係機関との調整を担う、医療的ケア児支援コーディネーターの配置に取り組めます。本市における、目標値は次のとおりです。

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
医療的ケア児支援コーディネーターの配置数	人	—	1	1	1

(4) 子ども・子育て支援等の利用ニーズの提供体制の整備

指針では、障害児が、保育所等や児童クラブの育ちの場で、障害の有無にかかわらず共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することとされました。

周南市では、障害児の保育所等や児童クラブへの利用ニーズ（通所希望）に対し、職員を加配し受入に対応してきました。

今後も、庁内の子ども・子育て関係部局、関係機関等と連携し、利用ニーズの把握に努め、職員配置等の体制整備に取り組めます。

第5章 指定障害福祉サービス*等の見込量と今後の方策

指定障害福祉サービス*等の見込量は、第4期の実績を踏まえ、総合支援学校の在校生及び日中活動（通所）事業所を対象とした進路及びサービス利用に関するアンケートやサービス提供事業所の動向、日常的な相談支援におけるニーズ等を勘案し、山口県との調整後の見込量を設定しています。

<指定障害福祉サービス>

障害福祉サービス*は、介護給付と訓練等給付があります。自宅や施設で介護の支援を受ける場合には介護給付、施設などで訓練等の支援を受ける場合には訓練等給付のサービスを利用します。

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した障害者が就労の定着を図れるよう、企業や自宅等への訪問等により課題や状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型居住があります。

1 訪問系サービス

(1) 第4期の実績

区分	単位		H27	H28	H29(見込み)
居宅介護	延利用時間	予 想	15,399	15,599	15,799
		実 績	10,618	9,954	10,400
	利用者数 (人/月)	予 想	77	78	79
		実 績	69	61	61
重度 訪問介護	延利用時間	予 想	27,414	32,074	36,734
		実 績	22,823	23,245	23,756
	利用者数 (人/月)	予 想	5	6	7
		実 績	4	4	4
同行援護	延利用時間	予 想	1,595	1,755	1,915
		実 績	1,407	1,538	1,644
	利用者数 (人/月)	予 想	20	22	24
		実 績	17	18	18
行動援護	実績がありません				
重度障害者 等包括支援	実績がありません				

訪問系サービスは、利用者数、利用時間ともに大きな増減はなく、横這い傾向にあります。

行動援護と重度障害者等包括支援は、周南圏域内や隣接の圏域にもサービス提供事業所がなく、実績がありません。行動援護へのニーズは、地域生活支援事業*の移動支援が、その代替となっています。

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32	H30→H32
居宅介護	延利用時間	10,400	10,740	11,080	11,420	+6%
	利用者数	61	63	65	67	
重度訪問介護	延利用時間	23,756	29,456	35,156	35,156	+19%
	利用者数	4	5	6	6	
同行援護	延利用時間	1,644	1,804	1,964	2,124	+18%
	利用者数	18	20	22	24	

(3) 今後の方策

障害者の地域生活を支えるためには、必要とされるサービスの量的な拡大と、障害者個々に対応したサービスの質的な向上を図る必要があります。

計画相談を通じたニーズの把握に努め、障害の種別や程度に関わらず質の高いサービスを提供できるよう、事業所に対し人員体制の確保や研修への参加を促します。

2 日中活動系サービス

(1) 第4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
生活介護	延利用日数	予 想	80,695	82,135	83,815
		実 績	76,842	78,370	81,191
	利用者数	予 想	324	330	337
		実 績	306	316	328
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	予 想	436	436	436
		実 績	7	128	1,124
	利用者数	予 想	2	2	2
		実 績	1	1	9
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	予 想	3,095	3,855	4,995
		実 績	2,302	2,363	2,580
	利用者数	予 想	16	20	26
		実 績	14	13	15

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
就労移行支援	延利用日数	予 想	5,596	7,096	8,846
		実 績	3,446	3,656	4,124
	利用者数	予 想	27	33	40
		実 績	19	18	21
就労継続 支援 (A型)	延利用日数	予 想	8,910	11,310	13,510
		実 績	6,899	8,717	11,071
	利用者数	予 想	27	33	40
		実 績	32	38	49
就労継続 支援 (B型)	延利用日数	予 想	55,299	58,519	59,209
		実 績	47,935	51,636	54,218
	利用者数	予 想	239	253	256
		実 績	211	230	242
療養介護	人 分	予 想	36	37	38
		実 績	35	34	36
短期入所	延利用日数	予 想	2,740	3,275	3,916
		実 績	2,143	2,042	2,367
	利用者数	予 想	37	43	53
		実 績	28	30	35

日中活動系サービスは、多くのサービスで利用実績が伸びています。

第4期では、就労系事業所の新規開設により、障害特性や利用ニーズに応じたサービスの選択肢が広がり、利用が増加しました。また、周南圏域内でのサービス利用も進んでいます。

生活介護や自立訓練についても利用が増加しており、医療的なケアに対するニーズにも対応することが求められています。

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32	H30→H32
生活介護	延利用日数	81,191	88,151	94,631	98,231	+11%
	利用者数	328	366	393	408	
生活介護	延利用日数	75,911	82,871	89,351	92,351	(継続入所者を除く)
	利用者数	306	344	371	386	
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	1,124	1,344	1,784	2,224	±65%
	利用者数	9	10	12	14	
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	2,580	3,530	6,950	8,090	+129%
	利用者数	15	22	40	46	

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32	H30→H32
就労移行支援	延利用日数	4,124	5,149	6,584	7,199	+40%
	利用者数	21	26	33	36	
就労継続支援 (A型)	延利用日数	11,071	13,071	16,321	18,571	+42%
	利用者数	49	57	70	79	
就労継続支援 (B型)	延利用日数	54,218	63,648	69,168	72,848	+14%
	利用者数	242	283	307	323	
就労定着支援	人 分	—	4	8	12	+200%
療養介護	人 分	36	37	38	39	+5%
短期入所 (福祉型)	延利用日数	2,252	2,484	2,720	2,982	+20%
	利用者数	31	33	36	40	
短期入所 (医療型)	延利用日数	115	120	144	168	+40%
	利用者数	4	5	6	7	

(3) 今後の方策

総合支援学校や事業所へのアンケートでは、生活介護や自立訓練へのニーズが見込まれていることから、関係事業所へのはたらきかけを行い、見込量を確保し、日中活動の充実を図ります。

また、地域の実情等を考慮した、多様なサービス提供体制を実現するため、共生型サービス*の活用について、市内高齢者関係部局と連携して取り組みます。

就労支援については、障害特性や能力に応じたサービスの選択が可能となるよう、事業者に働きかけを行い、サービスの充実に努めます。また、一般就労移行後に安定した生活が維持できるよう、新しいサービスである「就労定着支援*」を実施する事業所の確保に向け、協議を進めます。

3 居住系サービス

(1) 第4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人 分	予 想	67	74	84
		実 績	68	73	81
施設入所支援	人 分	予 想	254	251	247
		実 績	249	249	251

障害者の地域移行を進めるためには、「住まい」の確保が重要であり、グループホームの整備が必要です。第4期計画期間中に新規の開設がありましたが、利用希望の多いサービスであり、今後も量の拡大が望まれます。

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32	H30→H32
共同生活援助 (グループホーム)	人 分	81	86	91	101	+17%
施設入所支援	人 分	251	250	248	246	-2%
施設入所支援	人 分	228	227	225	223	(継続入所者を除く)
自立生活援助	人 分	—	—	—	—	—

(3) 今後の方策

障害者支援施設*においては、入所が必要な障害者の生活の質の向上を図るため、高齢化、重度化に対応した専門的なケアを行うことができるよう、県や関係事業所との協力を図ります。

また、地域との交流を確保し地域に開かれた施設となるよう、関係機関と連携した支援に努めます。

強度行動障害などの障害特性により、自宅等での生活が難しい障害者について、障害者支援施設*やグループホームへの入所が適切に進められるよう、関係事業所と連携し支援に努めます。

施設入所者等の地域移行については、必要なサービスの確保に努めるとともに、障害者が地域で安心して生活ができるよう、地域生活支援拠点*の整備について、協議の場を設置し、検討を進めます。

自立生活援助*については関係事業所と協議し、サービスの提供について検討します。

4 指定相談支援サービス

(1) 第4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
計画相談支援	人 分	予 想	804	847	881
		実 績	709	746	770
地域移行支援*	人 分	予 想	1	2	3
		実 績	0	0	0
地域定着支援*	人 分	予 想	3	6	10
		実 績	0	0	0

計画相談支援*を行う指定特定相談支援事業所は、7事業所を指定しています。相談支援専門員*が十分に相談支援を提供できるよう、事業所及び人員の確保が課題となっています。

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
計画相談支援	人 分	770	819	860	882
地域相談支援 (地域移行支援*)	人 分	0	2	3	5
地域相談支援 (地域定着支援*)	人 分	0	0	0	0

(3) 今後の方策

相談支援業務に従事する相談支援専門員*は、障害者に最適な支援につなげることができるための資質の向上、相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するための人員の確保が求められています。

相談支援事業所に人材・人員の確保と育成を働きかけるとともに、周南市地域自立支援協議会*の相談支援会議の活動などを通じて、スキルアップを図ります。

第6章 障害児通所支援等*の見込量と今後の方策

障害児通所支援等*の見込量は、第4期の実績を踏まえ、総合支援学校の在校生及び障害児通所支援事業所を対象としたサービス利用に関するアンケート、サービス提供事業所の動向、日常的な相談支援でのニーズ等を勘案し、山口県との調整後の見込量を設定しています。

<障害児通所支援等*>

障害児通所支援等*は、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うものです。

障害児通所支援等	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援します。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に対して、治療と児童発達支援を併せて行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援等*を利用するために外出することが著しく困難な障害児に、障害児の居宅を訪問して児童発達支援を行います。

障害児の障害種別や年齢等によるニーズを勘案するとともに、保育、保健医療、教育等の関係機関との調整を図り、障害児支援の提供体制の確保に係るサービスの量を見込んでいます。

1 障害児通所支援等*

(1) 第4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
児童発達支援	延利用日数	予 想	6,160	6,380	6,600
		実 績	4,865	5,326	6,092
	利用者数	予 想	46	55	66
		実 績	40	48	46
放課後等デイサービス	延利用日数	予 想	10,802	12,963	15,555
		実 績	12,042	15,918	19,984
	利用者数	予 想	100	120	143
		実 績	110	131	152
保育所等訪問支援	延利用日数	予 想	120	192	312
		実 績	7	22	68
	利用者数	予 想	5	8	13
		実 績	1	2	4
医療型児童発達支援	延利用日数	予 想	—	—	—
		実 績	—	—	14
	利用者数	予 想	—	—	—
		実 績	—	—	1

障害児通所支援等*は、利用ニーズの高まりとともに増加傾向にあります。特に放課後等デイサービスは事業所の開設もあり、利用日数、利用者数とも大きく増加しています。

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32	H30→H32
児童発達支援	延利用日数	6,092	6,667	7,472	8,047	+21%
	利用者数	46	51	58	63	
放課後等デイサービス	延利用日数	19,984	21,982	24,181	26,379	+20%
	利用者数	152	167	184	201	
保育所等訪問支援	延利用日数	68	104	164	224	+115%
	利用者数	4	7	12	17	
医療型児童発達支援	延利用日数	14	96	144	144	+50%
	利用者数	1	2	3	3	
居宅訪問型児童発達支援	延利用日数	—	24	48	72	+200%
	利用者数	—	1	2	3	

(3) 今後の方策

障害児の支援は、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要です。

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスの充実に努めるとともに、重症心身障害児*や医療的ケア児*などの特別な支援が必要な障害児についても、事業所や関係機関と連携し、支援やサービスを受けることができるよう努めます。

2 障害児相談支援*

(1) 第4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
障害児相談支援	人 分	予 想	203	232	265
		実 績	177	212	250

障害児通所支援等*の利用ニーズの高まりを受け、障害児相談支援*の件数は増加しています。相談支援専門員*は、障害児の心身の状態や環境、保護者の意向などを勘案して、「障害児支援利用計画*」を作成します。

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
障害児相談支援	人 分	250	271	295	317

(3) 今後の方策

児童期は、入学、卒業など生活場面の変化が大きい時期です。乳幼児期から高等学校卒業後まで、ライフステージに応じた切れ目の無い支援が提供されるよう、相談支援専門員*と保育、保健、医療、教育などの機関が連携して支援を行うことができるよう、連携体制の整備に努めます。

第7章 地域生活支援事業*の見込量と事業への取組み

地域生活支援事業*は、障害者総合支援法に基づいて市が行う事業です。

本計画において市が定めるべき実施に関する事項は、「地域生活支援事業*に係る障害福祉計画の作成について」により示されていますので、それに基づいて成果目標を定めます。

1 理解促進・研修啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者への理解を深める研修・啓発を行う事業です。

(1) 第4期の実績

区 分		H27	H28	H29 (見込み)
理解促進・研修啓発事業 (実施の有無)	予 想	有	有	有
	実 績	有	有	有

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

障害者への理解促進を図るため、「障害者の福祉を考える集い」、「大人の発達障害セミナー」を開催しています。

障害者週間などの機会に、障害者福祉に係る特集を広報に掲載します。

2 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

(1) 第4期の実績

区 分		H27	H28	H29 (見込み)
自発的活動支援事業 (実施の有無)	予 想	有	有	有
	実 績	有	有	有

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

自立した地域生活を営むことができるよう、情報交換のできる講演会や相談会等を家族会等で実施します。

3 相談支援事業

相談支援事業は、障害児・者及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業です。

(1) 第4期の実績

区 分		H27	H28	H29 (見込み)
障害者相談支援事業 (実施箇所数)	予 想	4	4	4
	実 績	4	4	4
基幹相談支援センター (設置の有無)	予 想	有	有	有
	実 績	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業 (実施の有無)	予 想	無	無	無
	実 績	無	無	無
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	予 想	無	無	無
	実 績	無	無	無

障害種別ごとに委託していた相談支援事業を見直し、平成27年度から「障害者総合相談支援事業」とし、委託事業所を1箇所増やして、周南圏域4箇所で実施しています。

また、平成27年度に基幹相談支援センター*を設置し、市と共同して相談業務や権利擁護に係る事業を行うとともに、市及び事業所間のネットワーク構築の要となっています。

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

自立した生活を支援するため、多様な相談に対応する「障害者総合相談支援事業」を行います。基幹相談支援センター*と連携し、困難事例への対応や事業所間のネットワーク強化に取り組めます。

4 成年後見制度*利用支援事業

判断能力の不十分な知的障害者、精神障害者を支援し保護するため、親族等からの成年後見制度*利用の申し立てが期待できない場合に、市長が申し立て等を行う事業です。

(1) 第4期の実績

区 分		H27	H28	H29 (見込み)
成年後見制度利用支援事業 (実利用見込者数)	予 想	2	2	2
	実 績	1	1	1

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業	利用見込者数	2	2	2	2

5 成年後見制度*法人後見支援事業

(1) 第4期の実績

区 分		H27	H28	H29 (見込み)
成年後見制度法人後見支援事業 (実施の有無)	予 想	無	無	無
	実 績	無	無	無

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	無	無	無	無

法人後見業務は、周南市社会福祉協議会が行う法人後見業務との連携を図りながら、障害者が適切に成年後見制度*を利用できるよう取組みます。

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに障害のある人に、手話通訳*、要約筆記*等の方法により、意思疎通を仲介するための事業です。

(1) 第4期の実績

区 分		H27	H28	H29 (見込み)
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 (派遣回数)	予 想	630	630	630
	実 績	314	279	275
手話通訳者設置事業 (設置者数)	予 想	2	2	2
	実 績	2	2	2

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
手話通訳者要約筆記者派 遣事業	派遣回数	275	400	400	400
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	2

情報の取得が困難な人が、必要な情報提供を受けられるよう事業の充実を図ります。

7 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害児・者、知的障害児・者及び精神障害者に、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図る事業です。

(1) 第4期の実績

区 分	単位		H27	H28	H29 (見込み)
介護・訓練支援用具	給付件数	予 想	13	15	15
		実 績	8	6	4
自立生活支援用具	給付件数	予 想	28	30	30
		実 績	20	20	6
在宅療養等支援用具	給付件数	予 想	14	15	15
		実 績	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	給付件数	予 想	32	35	35
		実 績	33	20	18
排泄管理支援用具※	給付件数	予 想	3,474	3,621	3,771
		実 績	3,388	3,569	3,572
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	予 想	10	10	10
		実 績	4	3	4
小 計	給付件数	予 想	3,571	3,726	3,876
		実 績	3,461	3,626	3,612

※排泄管理支援用具は1月分を1件としています。

(2) 第5期の見込量

区 分	単位	H29	H30	H31	H32
介護・訓練支援用具	給付件数	15	15	15	15
自立生活支援用具	給付件数	30	30	30	30
在宅療養等支援用具	給付件数	15	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	給付件数	35	35	35	35
排泄管理支援用具※	給付件数	3,771	3,800	3,800	3,800
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	10	10	10	10
小 計	給付件数	3,876	3,905	3,905	3,905

※排泄管理支援用具は1月分を1件としています。

今後も制度の周知などに努め、事業の充実を図ります。

8 手話奉仕員*養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進のための支援者として期待される、手話表現技術等を習得した手話奉仕員*を養成するための講座を開催します。

(1) 第4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	予 想	20	20	20
		実 績	20	20	18

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	20	20	20	20

9 移動支援事業

障害者等が、必要な外出や社会参加等をするための移動に必要な支援や介護などを行う事業です。

(1) 第4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29 (見込み)
移動支援事業	延利用時間	予 想	1,010	1,040	1070
		実 績	1,078	1,071	1,180
	実利用者数	予 想	26	28	30
		実 績	21	21	21

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
移動支援事業	延利用時間	1,180	1,190	1,200	1,210
	実利用者数	21	22	23	24

障害特性に応じた適切な支援が提供できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

10 地域活動支援センター*

地域活動支援センター*は、障害者等に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供するものです。

(1) 第4期の実績

区 分	単 位		H27	H28	H29（見込み）
I 型	実施箇所数	予 想	1	1	1
		実 績	1	1	1
	実利用者数	予 想	120	120	120
		実 績	168	186	180
Ⅲ型	実施箇所数	予 想	2	2	2
		実 績	2	2	2
	実利用者数	予 想	25	25	25
		実 績	22	21	21
その他	実施箇所数	予 想	1	1	1
		実 績	1	1	1
	実利用者数	予 想	25	27	27
		実 績	23	25	27

(2) 第5期の見込量

区 分	単 位	H29	H30	H31	H32
I 型	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	180	180	180	180
Ⅱ型	実施箇所数	0	1	1	1
	実利用者数	0	80	80	80
Ⅲ型（福祉作業所）	実施箇所数	2	1	1	1
	実利用者数	21	8	8	8

障害者の地域生活支援と社会参加促進のために、事業の充実を図ります。

事業実施内容を見直し、日中活動だけでなく地域の障害者のゆるやかな居場所となる、地域活動支援センター*（Ⅱ型）を平成30年度から設置します。

また、地域活動支援センター*（Ⅲ型）の1箇所を、より充実した訓練や日中活動の場を提供することを目的として、平成30年度から就労継続支援B型事業所に移行します。

11 その他の地域生活支援事業*

周南市では、その他次の地域生活支援事業*を実施しています。

地域生活支援事業名		周南市の行う事業名
日常生活支援	訪問入浴サービス	○身体障害者訪問入浴サービス事業
	生活訓練等	○療育専門職員招へい事業
	日中一時支援	○日帰りショートステイ事業
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	○身体障害者体育大会開催事業
	点字・声の広報等発行	○点字・声の広報等発行事業
	奉仕員養成研修	○点訳奉仕員*・朗読奉仕員*養成事業

地域生活支援事業*についても、周南市地域自立支援協議会*の協議、検討を踏まえ、必要な事業を検討し、計画的に実施します。

◆ 資料

語句の説明（五十音順）

【あ行】

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

【か行】

基幹相談支援センター

障害者総合支援法において市町村が設置できると規定。市町村と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う。障害者等への総合的な相談業務及び障害者の権利擁護に係る支援事業を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。

共生型サービス

介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方のサービスを提供できる事業所として指定を受けることで、どちらのサービスも提供することができるもの。

障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でのサービス利用を継続できることや、福祉に携わる人材を、地域の実情に合わせて活用できるなどのメリットがある。

計画相談支援

サービス等利用計画*についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの。

【さ行】

サービス等利用計画

障害者総合支援法に定める障害福祉サービス*や地域相談支援を利用しようとする場合に、利用者の課題解決や適切なサービス利用を支援するために作成される。解決すべき課題、そのための支援方針、サービスの種類や量等が記載される。市町村が指定する特定相談支援事業者、特定障害児相談支援事業者が作成する。事業者に代わり本人、家族、支援者等が作成することも可能。

就労継続支援

障害者総合支援法の障害福祉サービス*（訓練等給付）のひとつ。一般の企業に雇用されることが困難な障害者を対象とし、生産活動機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行う。適切な支援により雇用契約に基づいた就労ができる者が通所するのがA型事業所、雇用契約によらない就労の場合がB型事業所。

就労定着支援

障害者総合支援法の障害福祉サービス*（訓練等給付）のひとつ。就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、利用者の自宅や企業等を訪問し、相談や連絡調整などの課題解決に向けた必要な支援を行う。

手話通訳

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者と、その他の者の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介すること。また、それを行う人（手話通訳者）。

手話奉仕員

市町村が手話の学習経験がない者等を対象として、日常会話程度の手話表現技術の習得を目的に実施する養成講座を修了した者。

障害児支援利用計画

児童福祉法に定める障害児通所支援等^{*}や障害者総合支援法に定める障害福祉サービス^{*}を利用しようとする場合に、障害児の課題解決や適切なサービス利用を支援するために作成される。解決すべき課題、そのための支援方針、サービスの種類や量等が記載される。市町村が指定する特定障害児相談支援事業者が作成する。

障害児相談支援

障害や発達に不安のある障害児に対し、障害児支援利用計画^{*}についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害児の自立した生活を支え、障害児やその家族の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの。

障害児通所支援等

心身に障害または発達の遅れがある児童を対象に、通所または訪問により療育・訓練等の支援を行う、児童福祉法に基づく制度。障害児通所支援等^{*}は、国と地方公共団体が義務的に費用を負担するもので、全国一律の共通したサービスメニューが提供される。

障害者支援施設

入所する人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等を行う入所施設。

障害者就業・生活支援センター

就業及び就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対して、雇用、福祉、教育等の関係機関の連携の下、身近な地域で、就職に向けた相談支援や日常生活の自己管理に関する助言など、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

障害福祉サービス

障害者総合支援法において14種類のサービスが定められている。介護の支援を受ける8種類の介護給付と、訓練等の支援を受ける6種類の訓練等給付に大別される。障害福祉サービス^{*}は、国と地方公共団体が義務的に費用を負担するもので、障害の種別に関わらず全国一律の共通したサービスメニューが提供される。

重症心身障害児

児童福祉法に規定される、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子どものこと。

自立生活援助

障害者総合支援法の障害福祉サービス*（訓練等給付）のひとつ。障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしへ移行した知的障害者や精神障害者などについて、定期的な訪問、随時の電話、メール、訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行い、地域での生活を支援する。

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するための制度。

相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス*などの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者。指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者には1人以上を置くことが義務付けられている。

【た行】

地域移行支援

障害者総合支援法に定められた相談支援のひとつ。

障害者支援施設*等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、支援をすること。

地域活動支援センター

障害者総合支援法に定められた、障害者等を対象とする通所施設。地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供し、障害者等の自立した地域生活を支援する。

地域自立支援協議会

地域における相談支援事業を適切に実施していくために、困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、障害者に関する計画についての協議などを行う市町村が設置する機関。

周南市では、4つのテーマ（相談支援、地域生活、就労、教育）ごとに専門部会を設け、個々の障害者の支援について関係者が協議する個別支援会議等で提起される地域の課題等についても協議している。

地域生活支援拠点

障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場などの機能を備え、障害児・者の生活を地域全体で支える地域支援のための拠点。整備手法として、各機能を一つの事業所に集約した多機能拠点型、各機能を複数の事業所が担う面的整備型などがある。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、都道府県又は市町村が、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するもの。

市町村の行う事業に対しては、国、県は予算の範囲内においてそれぞれ1/2、1/4を市町村に補助する。

地域定着支援

障害者総合支援法に定められた相談支援のひとつ。

障害者支援施設*や精神科病院等を退所・退院し、自宅において単身等で生活する障害者に対し、その障害者との常時の連絡体制を確保し、障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、支援をすること。

点訳奉仕員

点字図書を増刷、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力するボランティア。市町村は奉仕員養成研修を修了した者を登録する。

【や行】

要約筆記

聴覚に障害がある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、OHPやパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。また、それを行う人（要約筆記者）。

【ら行】

朗読奉仕員

音訳図書の増刷、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による対面朗読、広報活動等に協力するボランティア。市町村は奉仕員養成研修を修了した者を登録する。